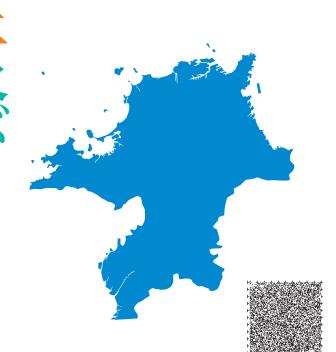


被配第 のか 5 の県 暴

に力 画



## はじめに

配偶者や交際相手からの暴力、いわゆる「DV」は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害です。また被害者の多くは女性であることから、男女がお互いの 人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参 画社会実現の大きな妨げとなっており、解決すべき重要な課題です。

平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、本県におきましても、平成 18 (2006) 年に第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、平成 23 (2011) 年に第2次、平成 28 (2016) 年に第3次計画を策定し、市町村や関係機関・団体等と連携し、暴力を容認しない意識の啓発や相談窓口の周知、相談支援体制の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。

その結果、DVについての正しい理解が進んでおりますが、DV相談件数は増加傾向にあり、いまだ暴力の根絶には至っていません。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加や深刻化の懸念、子どもの目の前で行われるDV(いわゆる「面前DV」)が子どもに与える影響など、さまざまな課題が生じています。

このような現状や課題を整理し、今回、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

この計画では、DV防止へさらなる理解を広げ、被害者の安全確保と自立支援 を一層強化するための総合的な施策を実施することとしています。

取り組みを着実に進めるためには、暴力を認めない県民一人ひとりの理解や市町村、関係機関・団体等との連携、協力が不可欠です。誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、今後も一層のご理解とご協力をお願いいたします。

計画の策定に当たり、福岡県男女共同参画審議会ほか関係機関の皆さん、ご意見を寄せていただきました県民の皆さん、ご協力をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。



## 目 次

# 第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
4 DVをめぐる福岡県の現状	5
5 これまでの成果と今後の課題	
(1) これまでの取組みと成果	
(2) 今後重点的に取り組むべき課題	
6 施策体系	13
你。如果是不会大家	
第2部の計画の内容	
柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進	
(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成	
(2) 被害の早期発見、深刻化の防止	20
せって無さればウントでは悪火でさるは地の方中	22
柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実	
(1) 相談体制の充実	22
(2) 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への	2.6
適切な対応	·· 26
柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保	28
(1) 一時保護体制の充実	
(2) 同伴家族に対するケアと支援	
(3) 被害者の安全確保	
	01
柱 4 被害者の自立のための支援	33
(1) 住宅の確保支援	33
(2) 生活の安定に向けた支援	34
(3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援	37
柱 5 関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 連絡会議等の開催	
(2) 市町村との連携	·· 41



(3) 民間団体との連携	42
(4) 苦情への適切な対応	43
成果指標(数値目標)	45
第3部 推進体制	
1 県の推進体制	49
2 市町村との連携	49
3 民間団体との連携	49
付属資料	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する	
法律のしくみ	53
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する	
法律のしくみ(フロー図)	60
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する	
基本的な方針(概要)	61
福岡県男女共同参画審議会での審議状況	67
福岡県男女共同参画審議会委員名簿	68







## 第1部 基本的考え方

#### 1 策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、その被害者は、多くの場合女性であることから、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内等において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、被害が深刻化しやすくなる特性があります。

DVは、生命に関わる重大なケースもあり、DV防止と被害者の保護は喫緊の課題となっています。

このため、平成 13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定され、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護は、国及び地方公共団体の責務とされました。

また、平成 26 (2014) 年の法改正により、法律の適用対象が生活の本拠を 共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。法 律の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改 められています。

令和元(2019)年には、DV対策を行う配偶者暴力相談支援センターと、児童虐待対策を行う児童相談所が相互に連携協力すること、保護の対象である被害者に同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

県では、平成 18 (2006) 年に第 1 次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(以下「計画」という。)」を、平成 23 (2011) 年には第 2 次、平成 28 (2016) 年には第 3 次計画を策定し、D V の防止及び被害者の保護に関する施策を積極的に展開してきました。

これまでの取組みにより、DVに対する理解が進み、全ての市町村において、DV相談窓口が設置されるなど、一定の成果がみられるものの、DV根絶に向けて未だ多くの課題があります。また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々に生活不安などをもたらし、DVの増加や深刻化が懸念されています。

こうした社会情勢の変化、これまでの課題を踏まえ、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定するものです。



#### 本計画におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

- ○本計画において「DV」とは、配偶者(事実婚を含む。)や配偶者であった者、 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力をいいます。
- ○「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次 のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
  - ・精神的なもの(大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛 など)
  - ・経済的なもの(生活費を渡さない、借金をさせる など)
  - ・性的なもの(性行為の強要、避妊に協力しない など)

#### 2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき策定するものであり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護に関する基本方針及び施策の実施内容について定めるものです。
- (2)「第5次福岡県男女共同参画計画」における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の(1)人権を侵害する暴力の根絶①「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」を重点的に推進するための計画として、位置付けるものです。
- (3) この計画の策定趣旨を踏まえ、市町村、警察、関係機関・団体等における積極的な取組みを促進しつつ、なお一層の協力関係を構築し、連携を強化して取組みを進めていこうとするものです。

#### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

なお、法令の改正やDVを取り巻く社会情勢の変化などにより、基本的な事項の見直しや新たに取り組むべき事項が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直すこととします。

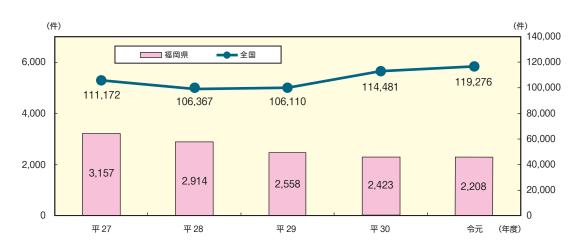


#### 4 DVをめぐる福岡県の現状

#### (1) 相談件数及び警察認知件数

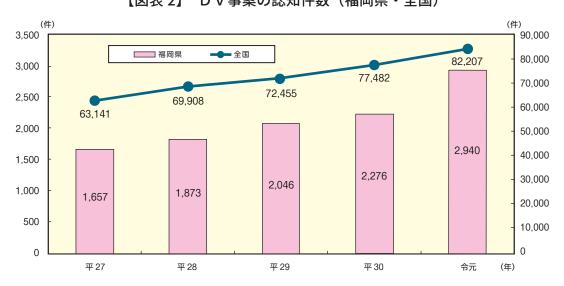
県内の配偶者暴力相談支援センター(12 か所)で受けた D V 相談の件数は、平成 27(2015)年度の 3,157 件から令和元(2019)年度の 2,208件に減少しています。一方で、警察における D V 事案の認知件数は、平成27(2015)年の 1,657 件から令和元(2019)年の 2,940 件と、5 年間で 2倍近く増加し、全国的にも大きく増加しています。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数と警察での認知件数を合わせると、相談件数は増加傾向にあり、DVは未だ深刻な社会問題となっています。



【図表1】 DVに関する相談件数(福岡県・全国)

※配偶者暴力相談支援センター 12 か所(県 :10 か所 北九州市 :1 か所 福岡市 :1 か所) ※内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ



【図表 2】 D V 事案の認知件数(福岡県・全国)

※認知件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
※警察庁、福岡県警調べ



#### (2) 一時保護件数 (DVを理由とするもの)

県内のDV被害者の一時保護件数(民間委託を含む。)は、平成27(2015)年度の164件から令和元(2019)年度の115件と、この5年間を見ると減少傾向にあります。

(件) 200 <del>-</del> □□□ 保護件数 (人) - 200 177 165 163 121 109 100 100 164 131 129 112 115 平30 平 27 平 28 平 29 (年度) 令元

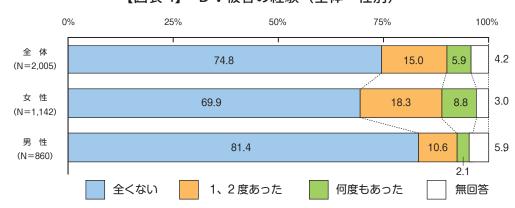
【図表 3】 一時保護件数(福岡県)

※同伴児童:一時保護の際に同伴する 18 歳未満の子ども

※福岡県男女共同参画推進課調べ

#### (3) DVによる被害経験

D V はごく一部の人に起きることだと思われがちですが、誰にでも起こりうることです。配偶者や交際相手から D V を受けた経験では、女性は27.1%と4人にひとり、男性も1割を超える12.7%となっています。



【図表 4】 D V 被害の経験(全体・性別)

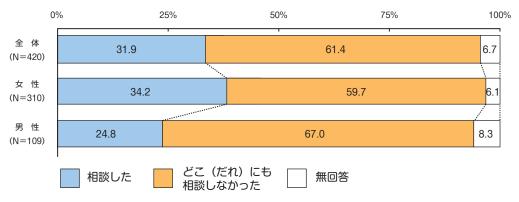
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

## (4) 被害について誰かに相談したか

DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて、「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする割合は、女性は 59.7%、男性では 67.0%となっており、女性も男性も誰にも相談できず悩んでいる現状がうかがえます。



【図表 5】 D V 相談の有無(全体、性別)

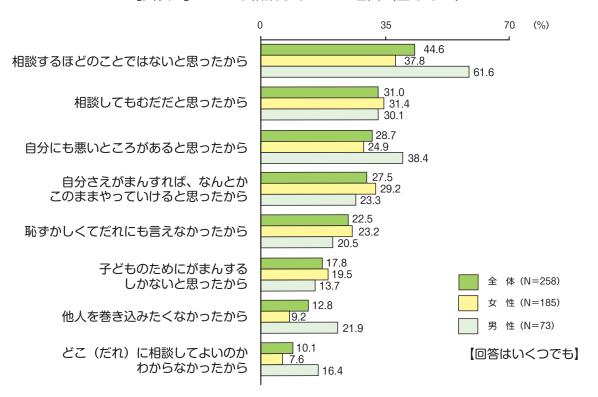


※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

#### (5) DVを相談しなかった理由

どこ(だれ)にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「相談してもむだだと思ったから」は31%となっています。

【図表 6】 DVを相談しなかった理由(主なもの)



※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

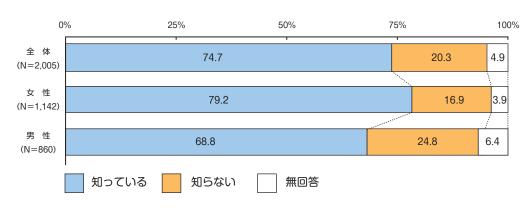


#### (6) 相談窓口の周知

県ではこれまで、毎年 11 月 12 日 $\sim$  25 日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中をはじめ、相談窓口に関する様々な啓発活動を行ってきました。

こうした取組みにより、相談窓口の周知度は74.7%となっています。

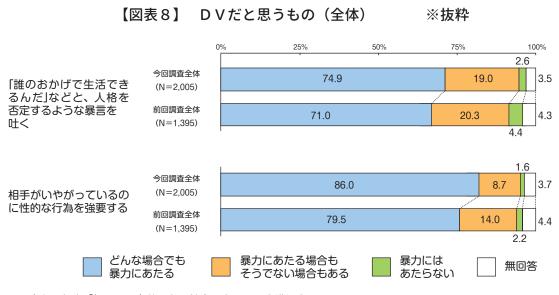
【図表7】 DVについての相談窓口の認知(全体、性別)



※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

#### (7) 暴力と認識される行為について

DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々な形態のものが存在します。前回調査と比較して、精神的暴力、性的暴力について、「どのような場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、正しい理解が進んでいます。



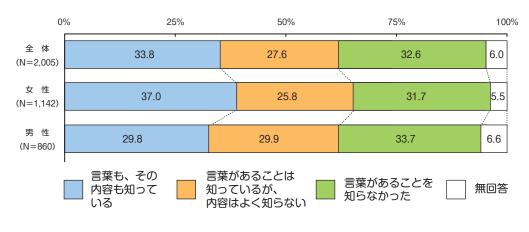
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



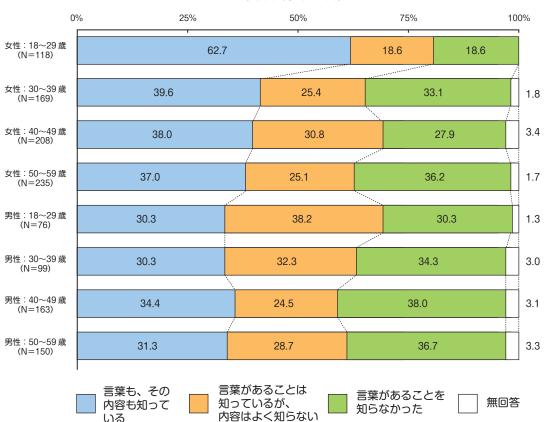
### (8) デートDV(交際相手からの暴力)の認知

デートDV(交際相手からの暴力)の認知について、「言葉も、その内容も知っている」割合が、女性は37.0%、男性は29.8%となっています。若年層(18歳から29歳)では、女性は62.7%と比較的認知が進んでいますが、男性は30.3%と低い状況です。

【図表 9】 デートD V の認知



#### (年齢別認知度)



※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



#### (9) 性犯罪認知件数の推移

福岡県では、性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)の警察の認知件数は、令和元(2019)年は321件と前年より減少していますが、人口10万人当たりの認知件数は全国5位で、依然として多い状況です。

【図表 10】 性犯罪の認知件数の推移(福岡県)

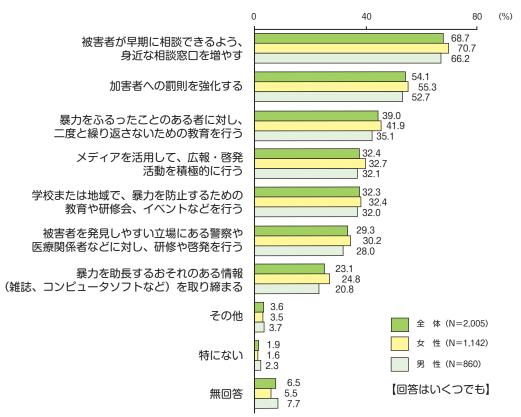
	平 27	平 28	平 29	平 30	令元 <sub>(年)</sub>
認知件数	576	435	411	381	321
人口10万人当たりの認 知件数 都道府県順位	2位	2位	2位	2位	5 位

<sup>※</sup>福岡県警察調べ

#### (10) 男女間における暴力の防止に必要なこと

DVをはじめとする男女間における暴力を防止するために必要なことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が 68.7%と最も多くなっています。また、加害者への罰則の強化や、二度と繰り返さないための教育を行うことも高い割合となっています。

【図表 11】 男女間における暴力の防止に必要なこと(全体、性別)







#### (11) 児童虐待相談対応件数の推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和元(2019)年度は過去最高の9,211件にのぼるなど深刻な社会問題となっています。これは、広報啓発の取組みなどにより、県民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったこと、また、保護者が子どもの前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」の事案について、警察からの通告が増加したことによるものです。

193,780 10,000 200,000 □ 福岡県 全国 159,838 8,000 150,000 133,778 122,575 6,000 103,286 100.000 9,211 4,000 6,908 5,515 50,000 4,194 2,000 2 398 O 平 27 平 29 平 30 (年度) 平 28 令元

【図表 12】 児童虐待相談対応件数の推移(福岡県・全国)

※厚生労働省、福岡県児童家庭課調べ

### 5 これまでの成果と今後の課題

#### (1) これまでの取組みと成果

県では、暴力を容認しない社会づくりに向け、DVに対する正しい理解の促進や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置、男性・性的少数者の被害者のための相談窓口の設置、市町村におけるDV相談窓口の設置促進、相談員の資質の向上など、DVに悩む被害者が相談しやすい体制の充実に取り組んできました。

また、被害者の状況に応じた保護や支援を行うため、民間シェルター等への一時保護委託の拡充や、同伴する子どもへのケアの充実に取り組むとともに、市町村や保健福祉(環境)事務所等と連携し、住宅確保、福祉サービスの活用などの自立支援を行っています。

特に、第3次計画(計画期間:平成28(2016)年度~令和2(2020)年度) においては、以下の事項について重点的に取り組みました。



#### ① 若年者への意識啓発の推進

- ・交際相手からの暴力防止及び性暴力防止啓発リーフレットを作成し、 県内全ての中学校、高等学校に配布(平成 26(2014)年度~高等学 校配布、平成 30(2018)年度~中学校配布)
- ・中学校、高等学校に、デートDVや性暴力に関する専門知識を持つ講師を派遣(平成30(2018)年度~令和2(2020)年度)

### ② 被害者の状況に応じた相談支援の充実

- 男性や LGBT などの性的少数者の D V 被害者のための専用相談窓口を 設置(平成 28 (2016) 年度~令和 2 (2020) 年度)
- ・相談につながりにくい若年女性に対するアウトリーチ型の相談対応の 実施(令和元(2019)年度~令和 2(2020)年度)
- ・民間シェルターと連携し、外国人など一時保護解除後も支援が必要な DV被害者等の自立を支援(令和2(2020)年度)

#### ③ 関係機関との連携及び市町村における取組みの促進

- ・警察と連携し、夜間・休日における適切な一時保護を実施するととも に、被害者に関する情報を共有
- ・市町村における D V 防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定及 び D V 相談窓口の設置を促進

これらの取組みにより、加害者にも被害者にもならないためのDVに対する理解の促進、性別や国籍に関わらず被害者が相談しやすい体制の確保、関係機関と連携したきめ細かな支援を行っています。

#### (2) 今後重点的に取り組むべき課題

- 全市町村にDVに関する相談窓口が設置され、窓口の認知は進んでいますが、県民意識調査では、DV被害を受けても実際に相談につながらない現状があります。また、新型コロナウイルス感染症に起因したDVの増加や深刻化も懸念されています。
- 県民意識調査によると、身体への暴力に比べ、精神的、経済的、性的な暴力をDVと思う割合は、低い結果となっています。また、DVは同居する子どもに対しても深刻な影響を及ぼすことから、DVと児童虐待の関係について、正しい理解を促進していく必要があります。
- 面前 D V による児童虐待通告の増加や、配偶者への D V と子どもへの 身体的虐待が同時に生じることによる痛ましい事件が起きていることを



受け、DV対応と児童虐待対応のさらなる連携強化が求められています。

- 交際相手からの暴力である「デートDV」について、県民意識調査によると、「言葉も、その内容も知っている」割合は、女性が 37.0%、男性が 29.8%となっています。若年層(18歳から 29歳)では、女性は 62.7% と比較的認識が進んでいるものの、男性は 30.3%となっていることから、 若年層、とりわけ男性に対して、デートDVについての正しい理解を促進する必要があります。
- 国における婦人保護事業の運用面の改善についての見直しや、子どもの貧困対策、ひとり親支援など関連する取組みの動向を注視するとともに、被害者のニーズや状況に応じた支援の充実を図るため、DV被害者支援を行う民間団体をはじめ、様々な機関・団体との連携が求められています。

### 6 施策体系

第3次計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえ、DV防止及び被害者の適切な支援を図るため、第4次計画では、次の5つの柱のもと、取組みを進めることとします。

- (1) DV根絶のための啓発・教育の推進
- (2) 誰もが安心して相談できる体制の充実
- (3) D V被害者の保護体制の充実と安全確保
- (4) 被害者の自立のための支援
- (5) 関係団体との連携

また、計画の実効性を高めるため、重要な施策について、5年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証し、評価を行います。



#### 施策の方向 柱 具体的施策 ア 人権教育・啓発の推進 (1)人権を尊重し、 イ DVに関する正しい理解の促進 ウ DVが子どもに及ぼす影響への 暴力を容認しない 理解の促進 意識の醸成 エ 若年層に対する啓発の推進 DV根絶のための ア 相談窓口の周知 啓発・教育の推進 (2)被害の早期発見、 イ 被害の早期発見及び適切な対応の 深刻化の防止 ウ 加害者への効果的な取組みの検討 ア 配偶者暴力相談支援センター等の 充実と連携強化 (1) 相談体制の充実 イ 若年女性への相談対応の充実 ウ 市町村の体制強化の促進 エ 職務関係者の相談・援助技術の向上 誰もが安心して 相談できる (2) 外国人、障がいのあ ア 外国人等からの相談への対応 体制の充実 る人、高齢者、性的少 イ 障がいのある人、高齢者からの相談 数者への適切な対応 への対応 ウ 性的少数者からの相談への対応 ア 被害者の状況に応じた一時保護 (1)一時保護体制の充実 イ 被害者の心理的ケアの充実 (2) 同伴家族に対する 児童相談所等との連携 DV被害者の保護 イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実 ケアと支援 体制の充実と 安全確保 ア 警察による被害の防止 (3)被害者の安全確保 イ 保護命令の通知を受けた場合の対応 公営住宅への入居支援 (1)住宅の確保支援 イ 民間住宅への入居支援 4 就業の支援 (2)生活の安定 1 婦人保護施設等における自立支援 被害者の自立の に向けた支援 ウ 福祉制度の活用 ための支援 エ 民間団体と連携した継続支援 (3)被害者情報の保護と 適正な情報の管理 各種手続きの支援 イ 司法手続きに関する情報提供 ア 中央ネット・ブロック会議等の効果 (1)連絡会議等の開催 的運営 イ 相談機関のネットワーク強化 (2)市町村との連携 市町村基本計画の推進支援等 関係団体との NPO 等との協働事業の実施 (3)民間団体との連携 連携 民間団体の活動支援



ア 苦情への適切な対応のための体制確保

(4) 苦情への適切な対応





## 第2部 計画の内容

### 柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進

DVは、家庭内や親密な関係の中で行われ、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、周囲に気付かれずに被害のエスカレート、深刻化を招き、重大な事件の発生に至る例もあります。

被害者の多くは女性です。体力的に男性が優位に立っているという理由の他に、その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の経済的・社会的地位の低さなど、女性の人権が十分に尊重されていない問題があります。 DVは、優位な立場にある者が、弱い立場の者を、暴力を用いて「支配(コントロール)」するのが特徴です。

DVを防止するためには、家庭、地域、学校などにおいて、いかなる場合にも暴力は認めない、個人の尊厳や人権を尊重するという意識の醸成を図る社会全体の継続的な取組みが必要です。特に、若年層に対しては、DVについての正しい理解を促進し、加害者にも被害者にもならないための啓発、教育を積極的に推進することが重要です。

また、DVは、直接の被害者のみならず、同居する子どもに対しても深刻な影響を及ぼすことから、子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持つことが必要です。

被害が発生した場合は、できるだけ早期の発見・相談・被害者の保護を図り、被害が重大になる前の効果的な防止策を確立することが喫緊の課題です。

## 施策の方向(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 【現状と課題】

- 行政、民間団体などの様々な啓発活動により、DVに関する理解と相談窓口の周知が進んできました。しかしながら、DVの被害経験が「あった」人は女性で 27.1%、男性で 12.7%となっており、暴力の根絶には至っていません。
- 自他の人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成や、DVには「殴る」 「蹴る」などの身体的暴力だけでなく、精神的なものや性的なものも含ま れるということなどの正しい理解を広く進める必要があります。
- 子どもの目の前で行われる D V (面前 D V) は、子どもに著しい心理的 外傷を与え、「児童虐待の防止等に関する法律」において心理的虐待に含



まれる旨が規定されています。DVが子どもに及ぼす影響について、理解 を進める必要があります。

○ デートDVの認知度について、「言葉も、その内容も知っている」割合は、 女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者 にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要が あります。

#### 【施策の方向】

- 様々な機会を活用し、広く県民等に対して、暴力を容認しない意識及び DVに関する正しい理解を進める啓発、相談窓口や被害者の保護などの法 律や条例に基づく支援制度についての周知を図ります。
- 子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持つとともに、面前DVが「児童虐待」であるという理解を深めるための研修や啓発を行います。
- 学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層への啓発を 充実し、将来、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。

#### 【具体的施策】

### ア 人権教育・啓発の推進

具体的施策	内容	担当課(室)
幅広い研修・学習 機会の実施の促進	○県民、行政職員・社会教育関係団体指導者・ 教職員等を対象に各種研修会の開催や、啓発 活動に必要な関連情報の収集・提供を行い、 男女共同参画の推進及び暴力を許さない視点 を含めた人権啓発を行います。 ○市町村における広報・啓発の取組みについて 働きかけを行います。	男女共同参画推進課 生活安全課 人権・同和対策局調整課 教育庁人権・同和教育課
家庭教育に対する 支援の促進	○人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果た す家庭教育に関する学習機会や情報の提供を 行うとともに、子育てのあり方に関する資料 や冊子の作成などを通して、家庭教育の支援 に努めます。	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教 育課
学習機会の充実及 び学校教育と社会 教育の連携の促進	○公民館等の社会教育施設を中心として、地域 の実情に応じて人権や男女共同参画に関する 多様な学習機会の充実を図るとともに、学校 教育と社会教育との連携・協力体制を図り、 人権を尊重する社会づくりが推進されるよう 支援します。	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教 育課



## イ DVに関する正しい理解の促進

具体的施策	内容	担当課(室)
様々な機会を活用 した幅広い啓発の 推進	<ul> <li>○リーフレットやカードなど様々な媒体を活用し、法律に基づく支援制度等の周知を図ります。</li> <li>○毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて、集中的に啓発活動を行い、DVをなくす機運の醸成、DVに関する正しい理解の促進、相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>	男女共同参画推進課
DVに関する研修 の推進	○企業や団体、地域等における研修の実施につ いて働きかけを行うとともに、出前講座を実 施します。	男女共同参画推進課

## ウ DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進

具体的施策	内容	担当課(室)
面前DVに関する 幅広い啓発の促進	○子どもに関わる様々な立場の関係者に対し研修等を通じて、DVに関する正しい理解を促進します。また、面前DVが子どもに及ぼす影響について広く啓発を行います。	男女共同参画推進課 児童家庭課

## エ 若年層に対する啓発の推進

具体的施策	内容	担当課(室)
学校等における 取組みの強化	○学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成について、人権教育、男庭共同参画教育活動を推進するとともに、ます。また、児童・生徒の発達といい。また、児童・生徒の発達といいまから、また、児童・生徒の発達といいまから、また、児童・生徒の発達といいます。。 ○中学生や高校生、大学生等に対し、様々な進めるとともに、DV防止に関する講座や、保護を発するととの連携による啓発事業の実施等を促進します。 ○「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校において、児童・生徒の発きのはます。 ○「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校において、児童・生徒の発き的と、「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校において、児童・生徒の発きにおいて、児童・生徒の発きによりを実施します。	男女共同参画推進課 生活安全課 教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育 課 教育庁人権・同和教育課
若年層への幅広い 啓発の促進	○様々な媒体を活用した若年層への効果的な啓 発や相談窓口の周知を図ります。	   男女共同参画推進課 



## 施策の方向(2) 被害の早期発見、深刻化の防止

#### 【現状と課題】

- DVは周囲に気付かれにくいことから、暴力がエスカレートし、命にかか わる重大な事件に至る場合もあり、早期の発見、相談及び被害者の保護が必 要です。
- 被害者を発見する可能性がある様々な機関において、DVの正しい理解を 進めるとともに、相談につなぐ役割の理解が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する生活不安やストレス等により DVの増加・深刻化が懸念されていることから、より早期の相談につなぐことが必要です。
- DVと子どもへの虐待が同時に起きている場合には、被害が潜在化し、さらに重大な事件となる恐れが高いことから、関係機関が連携し早期に対応することが重要です。

#### 【施策の方向】

○ 保健所、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者など、D Vを発見する可能性が高い関係者に対し、関連する情報を提供するとともに、通報等の対応方法や被害者への情報提供について周知を図るための研修を行います。

また、被害者からの早期の相談を促すために、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の電話番号を記載したリーフレット等を関係機関等に配布するなど、被害者への情報提供についての協力を依頼します。

- DVの深刻化や潜在化を防ぐため、メールやSNSによる相談対応など、国、 県、市町村が行う被害者相談について、積極的に周知を行います。
- 子どもへの虐待被害に対する実効ある対応を行うため、児童相談所等関係 機関との連携を強化します。
- 被害実態の把握に努めるとともに、有効な加害者対策等について、情報収集、 研究、検討を行います。

#### 【具体的施策】

#### ア 相談窓口の周知

具体的施策	内容	担当課(室)
様々な機会を活用 した周知の促進	○リーフレットやインターネットなど、様々な 媒体を効果的に活用し、広く県民へDV被害 に関する相談窓口を周知します。 ○11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に 併せて、広報活動を行い、相談窓口の周知を 図ります。	男女共同参画推進課



## イ 被害の早期発見及び適切な対応の確保

具体的施策	内容	担当課(室)
医療関係者への周知の促進	○医療関係者は、日常の業務を行う中で被害者を発見しやすい立場にあるため、被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター等に通報できることや、被害者への情報提供の必要性等について、理解を促進します。 ※ DV防止法第6条第2項の規定に基づき、医療関係者は被害者の意思を尊重しながら、通報することができるとされています。また、この通報については、同条第3項の規定により、守秘義務違反に当たらないこととされています。	男女共同参画推進課
民生委員・児童 委員、保育所・ 学校関係者等の 理解の促進	<ul> <li>○地域に根ざした活動を行っている民生委員・ 児童委員や、子どもの状況からDVを発見できる可能性の高い保育所・学校関係者等に対し、DVの特性や被害者の早期発見、通報の必要性に関する理解を深め、相互に連携して対応します。</li> <li>○児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待等家庭内の問題に関わる各機関・団体の職員がそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有し、連携して対応します。</li> <li>○深刻な被害を防ぐため、早い時期に相談・保護につながるように地域の連携強化を図ります。</li> </ul>	男女共同参画推進課
通報を受けた場合 の対応及び警察の 対応と連携	<ul> <li>○配偶者暴力相談支援センターは、暴力や被害者の状況を把握した上で、被害者が利用することができる制度等に関する情報提供を行います。</li> <li>○警察は、適切な被害者保護対策や関係機関との緊密な連携に努めます。</li> <li>○緊急の場合は一時保護を勧めるなど、配偶者暴力相談支援センター等と警察が連携し、被害者の安全確保を最優先に対応します。</li> </ul>	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対 策課

## ウ 加害者への効果的な取組みの検討

具体的施策	内容	担当課(室)
加害者対応への 取組みの検討	<ul><li>○加害者対策に関する国の検討を踏まえ、関係機関等と連携し、被害者の安全・安心の確保につながる支援策として、加害者更生プログラム等について検討します。</li><li>○加害者対策に関する情報について、啓発等事業への効果的な活用を図ります。</li></ul>	男女共同参画推進課



### 柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実

DVは、主に家庭内で行われることから、被害が潜在化しやすく、被害者自身も加害者からの報復や、「自分にも悪いところがある」と自分自身を責める気持ちから相談を躊躇することが考えられます。

このため、県内の配偶者暴力相談支援センターや、各警察署においてDV被害者からの相談対応等を行うとともに、全ての市町村においてもDV相談窓口を設置し、いつでも身近な地域で相談できる体制を整えています。

相談員は、被害者支援のために必要な知識を持ち、早期に適切な対応を行うことが求められます。被害者の立場に立った相談体制や警察等関係機関との緊密な連携体制を構築するなど、配偶者暴力相談支援センター機能の一層の充実が必要です。併せて、身近な窓口である市町村の相談体制についても、充実していくことが必要です。

また、様々な困難を抱える若年女性に対して、相談を待つだけでなく、街頭での声掛けや、インターネットを活用した相談対応を行うことが必要です。

DVの被害は男性も1割を超えていることに加え、DV被害者の中には外国人や障がいのある人の場合もあり、それぞれの状況に対応した相談対応が必要です。

## 施策の方向(1) 相談体制の充実 【現状と課題】

- 本県では、県内に 12 か所の配偶者暴力相談支援センター(女性相談所及び県内各地域 9 か所、北九州市、福岡市)が設置されています。配偶者暴力相談支援センターでは、被害者からの相談を受け、安全に関する情報や今後の生活についての情報を提供し、関係機関と連携をとりながら援助を行っています。また、県内 35 か所の警察署では 365 日、24 時間体制でDVの事案に対応しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加・深刻化の懸念から、 国において、24 時間相談電話やメール・SNSによる相談対応が実施されており、県としても幅広い周知を行っています。
- 女性相談所では、県配偶者暴力相談支援センターや県内11市に配置されている婦人相談員と連携協力し、被害者からの相談への対応、被害者及び同伴する家族の一時保護、被害者が自立して生活するための就職支援、住宅の確保等に関する情報提供等を行っています。また、平日夜間や休日の電話相談も実施しています。



- 県男女共同参画センター「あすばる」においては、電話やメールによる 相談対応を行っており、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者か らの相談に対応しています。
- 性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、DVを含む性暴力被害者等に対し、24時間・365日体制の電話相談や警察等への付添い支援など、被害直後から総合的な支援を行っています。
- 全ての市町村においてDV相談窓口が設置されており、市町村の男女共同参画センターや民間団体でも女性に対する暴力の相談窓口を開設しています。

市町村は、住民に最も身近な相談窓口であり、保健福祉、教育、住宅などのサービスを実施していることから、婦人相談員の配置など被害者支援に関する専門性の向上が求められています。

- 困難を抱えながら相談機関に自ら支援を求めることが難しい若年女性に対し、令和元年度から夜間見回りによる声かけなどのアウトリーチや電話・メールによる相談対応、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を実施しています。
- メールやSNSは、加害者に気付かれないように相談できる有効な手法であり、若年層も利用しやすいことから、これらを活用することについての検討が必要です。
- 配偶者暴力相談支援センター等に相談することに抵抗のある男性のDV 被害者に対し、相談しやすい専用の窓口により、引き続き、きめ細かに対 応していくことが必要です。
- 被害者が窓口等で二次的被害を受ける(不適切な対応により、傷ついた被害者がさらに傷つけられる)ことがないよう、相談窓口はもとより、関わる全ての職員・スタッフが被害者の立場に配慮し、適切に対応することが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターや市の婦人相談員は、相談員としての面接技術のほか、福祉関連施策に精通し、既存の社会資源等を十分に活用しながら被害者の立場に立った支援にあたることが必要です。このため、婦人相談員等に対し、DVに関する知識や相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修を実施しています。また、相談員は、被害者支援の過程で「バーンアウト(燃え尽き症候群)」状態等に陥ったりすることがあります。こうした心身の健康が損なわれることがないよう、相談員に対する心理的ケアも重要です。

○ 警察においては、DVに関する相談等を受理した場合、相談者の立場に立ち、安全確保のために事案に応じて的確に対応することが重要であることから、職員に対して、相談者の心情を理解するとともに、最善の措置が講じられるように、警察本部、警察署が一体となった指導研修を推進しています。

#### 【施策の方向】

- 女性相談所は、配偶者暴力相談支援センターや市町村等が行う D V 被害者支援に関し、専門的、広域的な観点から後方支援や総合調整を行います。
- 配偶者暴力相談支援センターを安心して気軽に相談できる身近な相談窓口として、さらに周知を図ります。新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、加害者に気付かれることなく、また、若年層が気軽に相談しやすいよう、メール・SNS等を活用した相談体制について、取組みを進め、被害の潜在化や深刻化を防ぎます。
- 市町村に対し、婦人相談員の配置を働きかけるとともに、被害者情報の 保護や、医療福祉・教育・住宅等の支援が切れ目なく提供されるよう、庁 内連絡会議の設置を促進します。
- 職務関係者の研修及び相談員の心理的なケア等について、引き続き取り 組むとともに、相談員の適切な対応に資するための相談マニュアルの内容 の充実を行います。

#### 【具体的施策】

### ア 配偶者暴力相談支援センター等の充実と連携強化

具体的施策	内容	担当課(室)
配偶者暴力相談 支援センターの 充実	<ul> <li>         ○女性相談所については、県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、種々の事例を追したノウハウを蓄積し、地域の相談の専門の支援や成が困難な事例に対すると総合調整機能の強化を図ります。</li> <li>         ○配偶者暴力相談支援センターについては、外後で図ります。</li> <li>         ○配偶者暴力相談支援センターについては、外後に関いるととでの対したの対処を可能にするとをがは、外間での対処を可能にするとともに個々のケースに陥ることを防止するとともに個々のケースに応じた効果的な支援を進めます。</li> <li>         ○男性被害者に適切に対応するため、男性を対象とした専用の相談を実施します。</li> </ul>	男女共同参画推進課



具体的施策	内容	担当課(室)
性暴力被害者 支援センター・ ふくおかの運営及 び相談体制の充実	<ul> <li>○性暴力被害者等が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、24時間・365 日電話相談に応じ、さらに、面接相談、急性期の性暴力被害者に対する医療面のケア、警察等への付添い支援、被害回復に必要等に対する公費負担など、性暴力被害の直後から総合的な支援を行います。</li> <li>○性犯罪等により直面する法律問題を円滑に解決するため、性犯罪等に係る捜査機関への申告や刑事裁判手続等についての相談に、弁護士が対応します。</li> <li>○性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることができるよ化します。</li> <li>○性暴力被害者等の状況に応じた適切、かつ、きめ細かな対応をすることの連携を強化します。</li> </ul>	生活安全課

## イ 若年女性への相談対応の充実

具体的施策	内容	担当課(室)
アウトリーチ支援 の実施	○相談支援につながりにくい若年女性を対象に、 夜間見回りによる声かけや、電話・メールに よる相談対応、安心・安全な居場所の提供、 公的機関への同行支援等を行います。	男女共同参画推進課
メール・S N S 等 による相談体制の 検討	○新型コロナウイルス感染症による社会変化を 踏まえ、加害者に気付かれることなく、また、 若年層が相談しやすいよう、メールやSNS 等による相談体制について、取組みを進めま す。	男女共同参画推進課

## ウ 市町村の体制強化の促進

具体的施策	内容	担当課(室)
市町村の相談窓口 の充実等	<ul><li>○市町村に対し、婦人相談員を配置するなど関係部署の調整等を図りながら支援を行う体制の強化を働きかけます。</li><li>○被害者情報の保護の徹底を図るとともに、市町村が実施する保健福祉・教育・住宅等が円滑に提供できるよう、庁内連絡会議の設置を働きかけます。</li></ul>	男女共同参画推進課



#### エ 職務関係者の相談・援助技術の向上

具体的施策	内容	担当課(室)
相談員の専門性の 向上及び心理的な ケアの充実	<ul> <li>○相談員の経験年数等に応じた体系的・継続的な研修を行い、専門的な知識や技術の向上を図ります。</li> <li>○相談員が正確な知識や情報を持ち、適切な対応を行うための手引書である相談マニュアルを充実させます。</li> <li>○外部の専門家等を交えたスーパービジョン研修等により、職員・相談員の相談援助技術の向上を図るとともに、心理的なケアを行います。</li> </ul>	男女共同参画推進課 警察本部被害者支援・相談課 警察本部人身安全対 策課 警察本部厚生課
関係機関・窓口 職員研修の実施	○相談窓口等における二次的被害の防止や諸手続がもたらす被害者への負担の軽減、被害者の安全確保のため、DVの特質や被害者の人権の尊重、情報管理の徹底に関する研修を行います。 ○警察においては、職員がDV事案に適切に対応できるよう、研修等の積極的な取組みを継続します。	男女共同参画推進課 警察本部被害者支援・相談課 警察本部人身安全対 策課

## 施策の方向(2)

## <u>外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応</u> 【現状と課題】

- DV防止法では、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、人権の尊重 や安全の確保などの配慮が求められています。
- 日本語によるコミュニケーションが難しい外国人に対しては、外国語によるリーフレットや通訳を活用し、DVに関する適切な情報を提供するとともに、被害者の状況を的確に把握することが重要です。
- 被害者で障がいのある人や高齢者の場合は、福祉サービスを提供する市 町村の部局と連携・協力しながら適切に対応していくことが必要です。
- 性的少数者に対する理解を進め、適切な対応を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 外国人の生活習慣や文化、障がいのある人、高齢者の心身の状況等に十分配慮しながら、本人の意向を尊重し、適切な支援や情報提供に努めます。
- 外国人、障がいのある人、高齢者への対応については、一時保護、自立 支援においても一人ひとりの状況等に十分配慮して対応します。



○ 性的少数者に対する理解を進めるため、職務関係者への研修内容を充実 させます。また、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。

#### 【具体的施策】

### ア 外国人等からの相談への対応

具体的施策	内容	担当課(室)
外国語・点字リー フレットの設置の 促進	○外国人や障がいのある人に対しては、外国語 や点字によるリーフレットを相談窓口に設置 し、DVに関する正しい知識、制度、相談窓 口などの適切な情報の提供を行います。	男女共同参画推進課国際政策課
通訳の確保	○被害を受けた外国人からの相談の際には、D Vに関する専門の知識を有する民間機関の通 訳を活用し、被害者の状況に応じた支援を行 います。	男女共同参画推進課
関係職員研修の 充実	<ul><li>○国籍や障がい等を問わず、被害者の人権に配慮し、本人の意向をふまえた支援を行うため、職務関係者の研修を充実します。</li><li>○性の多様性や性的少数者が抱える困難への理解を進めるため、職務関係者の研修を実施します。</li></ul>	男女共同参画推進課
関係窓口への同行 支援の実施	○市町村窓口での手続き等を円滑に行うため、 婦人相談員等が同行し支援します。	男女共同参画推進課

### イ 障がいのある人、高齢者からの相談への対応

具体的施策	内容	担当課(室)
市町村との連携	<ul><li>○配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に対する支援については、市町村と十分に連携を行います。</li><li>○相談の内容等から、障がいのある人や高齢者の虐待に当たると思われる場合には、配偶者暴力相談支援センターから市町村へ通報を行うなど、関係法令に基づいた対応を行います。</li></ul>	男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア 推進課 障がい福祉課

### ウ 性的少数者からの相談への対応

具体的施策	内容	担当課(室)
性的少数者専用の 相談の実施	○性的少数者の被害者に適切に対応するため、 性的少数者を対象とした専用の相談を実施し ます。	男女共同参画推進課



### 柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保

被害者は、配偶者等からの様々な暴力によって、自尊感情や自己肯定感を失い、他者との信頼関係を築く力が弱まっている場合が多くあります。また、金銭や着替えも持たずに保護を求める場合もあり、経済的な問題など、将来への不安を抱えています。

一時保護所では、安全の確保とともに、被害者の心身の回復を図り、自身の 判断に基づき自立した生活ができるよう、心理的ケアや自立のための支援をし ていくことが必要です。

被害者からの一時保護の申し出に基づき、安全で迅速な保護を行うとともに、本人の状況や同伴家族の有無など一人ひとりの状況に応じた対応を行うことができるよう、保護体制を充実する必要があります。

また、DVと児童虐待が同時に起きていることもあるため、配偶者暴力相談 支援センターと児童相談所の連携を強化していくことが必要です。

## 施策の方向(1) 一時保護体制の充実 【現状と課題】

- 県の一時保護所は、常時受け入れ可能な体制を整備し、入所者の相談、 一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、法律相談や公共職業安定 所(ハローワーク)等への同行、病院への付添いなどを行っています。入 所者及び同伴家族の不安を解消し、十分な安心感を持ってもらえるよう、 心理療法担当職員や保育士、嘱託医の配置、夜間及び休日の職員配置など、 体制を整備してきました。また、警備体制の確保など安全対策も強化して います。
- 一時保護は、県の一時保護所の他、11 か所(令和3(2021)年3月1日現在) の施設に委託して実施しています。委託先施設に入所している被害者に対 しては、施設の職員や婦人相談員等が心理的ケアや生活支援、退所に向け た自立支援などを行っています。
- 加害者からの追及が厳しく、県内の施設では被害者の安全の確保が困難である場合には、他県の施設とも連携して保護を行っています。
- DV被害を受けた外国人、障がいのある人、高齢者の保護については、 被害者の状況等に配慮した対応が必要です。また、DV防止法では、被害 者の支援には性別を問わない規定となっており、男性被害者や性的少数者 の保護に関して配慮する必要があります。



○ 被害者や同伴家族の多くは、長期間にわたる緊迫した生活を強いられ、 心身に深刻な傷を負っています。その回復のためには、一時保護施設を退 所した後も、長期的・継続的なケアや支援が必要です。

#### 【施策の方向】

- 一時保護所、一時保護委託先においては、被害者の一人ひとりの状況に 応じた保護、支援体制の充実に努めるとともに、市町村、関係機関、民間 団体等との連携を強化します。
- D V 被害を受けた障がいのある人、高齢者の保護については、被害者の 状況に配慮した受入施設の確保に努めます。また、外国人については、言 語、文化等の違いに配慮した対応を行います。
- 男性被害者や性的少数者の保護の必要が生じた場合は、適切な受け入れ 先を確保します。
- 関係機関と連携し、被害者の意思を尊重し、長期的・継続的な心理的ケアや生活支援等を行います。

#### 【具体的施策】

#### ア 被害者の状況に応じた一時保護

具体的施策	内容	担当課(室)
一時保護・支援 体制の充実	<ul><li>○被害者の安全・安心を重視し、本人の意思を 尊重するとともに、一人ひとりの状況に応じ た一時保護、支援体制の充実を図ります。</li><li>○夜間・休日含め、迅速な一時保護を行うよう、 関係機関と連携します。</li></ul>	男女共同参画推進課
一時保護委託先の 拡充、連携強化	○家族を同伴する場合や介護が必要な障がいのある人、高齢者など被害者の状況も踏まえ、社会福祉施設等一時保護委託先の充実を図ります。また、一時保護委託先との連携を一層強化します。	男女共同参画推進課
外国人被害者への配慮	○一時保護所及び一時保護委託先における外国 人被害者の保護にあたっては、専門の知識を 有する民間団体と連携し、通訳の派遣を行い ます。	男女共同参画推進課
障がいのある人・ 高齢者の対応施設 の連携	○障がいのある人や高齢者については、配偶者 暴力相談支援センターに加え、被害者の状況 に応じた入所施設への円滑な入所ができるよ う市町村と十分連携していきます。	男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア 推進課 障がい福祉課



具体的施策	内容	担当課(室)
男性被害者等の 避難先の確保	○男性被害者や性的少数者の一時保護について は、避難先として受け入れが可能な施設を確 保します。	男女共同参画推進課
広域対応の推進	○被害者の保護を広域で進めるため、県外の保 護施設等の利用等について、他県との情報交 換・連携を進めます。	男女共同参画推進課

### イ 被害者の心理的ケアの充実

具体的施策	内容	担当課(室)
保健・医療的ケア の充実	○一時保護所に心理療法担当職員を配置し、入 所者の心身の健康の回復を支援します。	男女共同参画推進課
関係機関との連携 強化	○県保健福祉(環境)事務所や児童相談所などの関係機関、民間シェルター等の民間団体、 DV被害に理解のある医師等と連携し、被害 者の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況 に応じた支援を行います。	男女共同参画推進課
自助グループの 支援	○同じ悩みを持つ者同士で体験や感情を共有し、 交流ができる自助グループの取組みについて、 情報提供を行います。	男女共同参画推進課

## 施策の方向(2) 同伴家族に対するケアと支援 【現状と課題】

- DV対応と児童虐待対応については、これまでも配偶者暴力相談支援 センターと児童相談所が相互に連携を行ってきましたが、令和元(2019) 年6月に「DV防止法」が改正され、相互の連携・協力が法文上明確化さ れました。配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早 期発見に努めることなど、児童相談所や市町村とのさらなる連携強化が求 められています。
- DVが行われる家庭においては、子ども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。このため、一時保護中の子どもに対して、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して、その人格と権利を十分尊重した精神的安定を図る心理的ケアを行っています。

#### 【施策の方向】

○ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所や市町村とのさらなる連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見、適切な保護、自立支援を行います。



○ 関係機関の連携強化や一時保護所の機能充実等により、被害者が同伴する子どもの心理的ケアや、保育機能の充実に取り組みます。

#### 【具体的施策】

#### ア 児童相談所等との連携

具体的施策	内容	担当課(室)
関係機関との連携 強化	○配偶者暴力相談支援センター、児童相談所に おいて、DVと児童虐待の特性・関連性に関 する理解の促進を図り、さらなる連携を強化 し、被害者及び被害児童の支援を充実します。	男女共同参画推進課児童家庭課
地域におけるDV と児童虐待対応の 連携推進	○市町村が設置する要保護児童対策地域協議会 に配偶者暴力相談支援センターも参画する等、 DVと児童虐待の対応について、市町村、児 童相談所との連携のさらなる充実を図ります。	男女共同参画推進課児童家庭課

### イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実

具体的施策	内容	担当課(室)
関係機関の連携 強化	○被害者の同伴する子どもが、心理的外傷や、 暴力を受けている例が見られることから、児 童相談所等と連携し、子どもの心理的ケアに ついて適切に対応します。	男女共同参画推進課児童家庭課
保育機能の充実	○被害者が同伴する子どもの保育に十分に関わることができない場合の支援及び子どもとの関わり方などの被害者への助言を行うため、一時保護所に保育士を配置し、保育機能を充実します。	男女共同参画推進課

## 施策の方向(3) 被害者の安全確保

#### 【現状と課題】

- DVは、被害がエスカレートし、重大な被害につながるおそれがあることから、被害者の安全を最優先に考える必要があります。
- 生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合は、配偶者暴力相談 支援センターと警察が連携し、被害者の安全確保を図るとともに、被害者 に対して、保護命令制度に関する情報提供を行っています。

#### 【施策の方向】

○ 被害者の安全を最優先し、配偶者暴力相談支援センターと警察が緊密に 連携し、被害者の安全確保や、加害者が被害者に接近することを禁止する



保護命令制度に関する手続きを支援するなど、被害者の状況に応じた適切な対応を行います。

### 【具体的施策】

### ア 警察による被害の防止

具体的施策	内容	担当課(室)
警察による検挙等 被害の防止	<ul> <li>○警察は、通報・相談等により被害者へ身体的暴力が行われていると認めるときは、加害者に対する検挙・警告等の措置を講じるとともに、避難やその他の支援制度の情報提供など被害者の援助を行います。</li> <li>○DV被害が、暴行、傷害等刑罰法令に該当する場合は、被害者の意思を尊重しながら、検挙に向けた捜査を開始します。</li> <li>○被害者及びその関係者に対して、つきまとい等の行為があった場合は、加害者への検挙・警告等の措置を実施します。</li> </ul>	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対 策課

### イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

具体的施策	内容	担当課(室)
保護命令発令に 係る被害者への 通知	○配偶者暴力相談支援センター及び警察は、裁判所が保護命令を発した旨の通知を受けた場合、相互に連携し、速やかに被害者(※)に対して、被害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について伝達します。警察は、被害者の親族等への接近禁止命令が発令される場合には、親族等に対しても同様の伝達を行います。	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対 策課
加害者への指導 警告等の実施	○警察は、加害者に対して、保護命令の趣旨及 び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、 保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等 を行います。	警察本部人身安全対 策課

(※注)ここでいう「被害者」は、DV防止法第 10 条第 1 項に基づき、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいいます。)を受けた者に限ります。以下、保護命令に関する部分については同様です。



### 柱4 被害者の自立のための支援

被害者が心身を回復し、新たに生活を始めるためには、安全の確保と併せて、 住宅の確保や経済的自立など、安定して暮らすための生活基盤の確保が不可欠 です。また、被害者自身や子どもの心理的ケア、子どもの教育問題など、様々 な課題を解決するために切れ目ない支援も必要となります。

DV防止法においては、国や地方公共団体が、被害者の自立支援を含め適切な保護を図る責務を有すること、また、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所が被害者の自立のための援助や必要な措置を講ずる旨が定められています。

県の関係部署や福祉制度の窓口となる福祉事務所、各種手続きの窓口となる市町村、民間団体などの関係機関とも連携しつつ、被害者が安心して自立した生活を確立していけるよう、更なる情報提供に努めます。また、自立に向けた福祉制度の利用等、各種手続きを行う際、加害者に被害者の情報が知られることがないよう、被害者の個人情報保護の取組みを徹底します。

さらに、施設退所後のフォロー等も含めた被害者の心理的ケアや各種手続き に際しての同行支援など、被害者の状況に応じた様々な観点からの支援を、民 間団体等とも連携し、充実させる必要があります。

### 施策の方向(1) 住宅の確保支援

### 【現状と課題】

○ 被害者が加害者の暴力から逃れて新たな場所で生活を始めるためには、 第一に住居の確保が必要となります。しかし、被害者の多くは、自立の意 思はあっても、十分な所持金がないなどの経済的理由により住宅の確保が 難しく、中には、やむなく加害者のもとに留まったり、一時保護後も元の 住居に帰宅する場合もあります。こうした事態になることを避け、被害者 の自立を支援するため、被害者の状況に応じた住宅確保の支援が必要とな ります。

### 【施策の方向】

○ 経済的理由により住宅確保が難しくなることがないよう、被害者の状況 に応じ、公営住宅や民間住宅への入居を支援します。



### 【具体的施策】

### ア 公営住宅への入居支援

具体的施策	内容	担当課(室)
県営住宅における 優遇措置等の入居 支援	<ul><li>○抽選方式による県営住宅の募集において、被害者世帯への倍率優遇措置(単身者を除く)を適用します。また、住宅困窮度の高い方から入居を決定するポイント方式では被害者に点数を付与します。</li><li>○被害者のうち、配偶者暴力相談支援センターまたは保護施設において保護を受けてから5年以内の方等については、単身者の申込みを可能とします。</li></ul>	県営住宅課
市町村公営住宅への入居支援	○市町村に対して、その所管する公営住宅への 被害者の優先入居や、優遇措置等の実施につ いて、働きかけを行います。	男女共同参画推進課 県営住宅課

### イ 民間住宅への入居支援

	· // / / / / / / / / / / / / / / / / /	
具体的施策	内容	担当課(室)
民間賃貸住宅への 円滑な入居支援	○DV被害者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援する居住支援法人の指定と住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録・情報提供を行います。 ○市町村の居住支援体制整備や県内の居住支援協議会を開催します。 ○地域優良賃貸住宅は、被害者世帯も入居対象とします。 ※ 地域優良賃貸住宅・・・関係法令等に基づく整備基準を満たす優良な住宅であり、住宅確保要配慮者(居住の安定に特に配慮が必要な世帯)の入居を目的とした住宅です。また、入居には所得等の一定の条件を満たすことが必要です	住宅計画課
福祉制度の情報 提供	○母子父子寡婦福祉資金貸付や生活保護制度等 の、住宅の確保にあたって利用可能な福祉制 度について、情報提供を推進し、その活用を 促進します。	男女共同参画推進課 児童家庭課

# 施策の方向(2) 生活の安定に向けた支援 【現状と課題】

○ 被害者の多くは暴力を受け続けてきたことによって心身の健康を害していることがあり、信頼できる他者との関係構築や経済的基盤が十分ではありません。自らの努力のみで経済的に自立し、安定した生活を確立する



ことは大変困難であり、被害者の状況に応じた支援が重要です。

- 就労することで自立を目指す被害者に対し、一時保護所や保護施設、 配偶者暴力相談支援センター等において、公共職業安定所や県の就職支援 関連のセンターなど関係機関と連携して就業支援を行い、経済的自立の促 進を図る必要があります。
- 女性の非正規労働者割合が年々増加するなど、雇用情勢が厳しいことに加え、被害者は、就労先の確保やそのための保証人の確保が難しい状況にあります。効果的な情報や職業訓練の受講機会を提供するなど、被害者の就業につながる支援を一層充実させる必要があります。
- 被害者の状況に応じて、生活保護法や児童福祉法、母子及び父子並びに 寡婦福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、身体障害者福祉 法などに基づく関連の制度を整理し、適切な情報を提供することが求めら れています。
- 被害者によっては、一時保護施設を退所した後も、経済的・精神的に不安定な状況であることも多いことから、加害者の元に戻り、再度の暴力被害に遭ってしまう場合もあります。そのため、一時保護施設を退所した後の継続的なケアや支援を行う必要があります。
- 被害者は、安定した生活のために、婦人保護施設などの社会福祉施設 等へ入所するケースも多くあります。心身の回復と経済的な自立に向け、 女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと保護施設などとの連携を強化 する必要があります。

### 【施策の方向】

- 公共職業安定所や県のひとり親サポートセンター、子育て女性就職支援 センター等の関係機関との連携により、就職相談や求人情報の提供、職業 訓練といった経済的自立を目指す被害者の就業支援を図ります。
- 女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと被害者が入所する保護施設 等との連携強化により、被害者の状況に応じた自立支援を効果的に行いま す。
- 各種制度や支援内容について、県の関係部署や、各種手続きの窓口となる福祉事務所、市町村、民間団体等の関係機関と連携し、被害者にわかりやすく情報提供を行い、その活用を支援します。



○ 被害者の意思を尊重し、専門知識を有するNPO等民間団体を活用し、 施設退所後の継続的な支援を行います。

### 【具体的施策】

### ア 就業の支援

具体的施策	内容	担当課(室)
就業支援機関との連携強化	<ul> <li>○公共職業安定所や県のひとり親サポートセンター、子育て女性就職支援センター等との連携を強化し、その活用を促します。</li> <li>○県ひとり親サポートセンターにおいて、就業相談、就業情報提供、就業支援講習会等を実施します。</li> <li>○県子育て女性就職支援センターにおいて、子育て中の女性を対象に個別相談や就職支援情報・保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな就職支援を実施します。</li> </ul>	児童家庭課 労働局新雇用開発課
職業訓練の受講 機会確保の推進	○公共職業安定所等と連携し、県高等技術専門 校の施設内訓練や委託訓練による受講機会の 確保を図るとともに、就職につながる効果的 なコース内容とします。	労働局職業能力開発課

### イ 婦人保護施設等における自立支援

具体的施策	内容	担当課(室)
婦人保護施設での 支援	○被害者を含め困難な状況を抱える女性の自立 を支援するための施設である婦人保護施設に おいて、心身のケアやプライバシー保護、効 果的な自立支援を行います。	男女共同参画推進課
連携の強化	○女性相談所・配偶者暴力相談支援センターと 保護施設等との連携を強化し、入所者の処遇 について、効果的な支援を行います。	男女共同参画推進課
職員の研修、心理 的ケア(メンタル ヘルス)の実施	○保護施設等の職員が、被害者や同伴児童等に 対する心理的ケアや支援をより適切に行うこ とができるよう、研修を行います。また、職 員の精神的な負担へのケアを行う研修も実施 します。	男女共同参画推進課



### ウ 福祉制度の活用

具体的施策	内容	担当課(室)
福祉情報の収集・ 情報提供	○生活保護、母子家庭自立支援給付金・父子家庭自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度など利用可能な福祉の制度について、関係機関との連携により情報提供を推進し、その活用を支援します。	男女共同参画推進課児童家庭課
児童扶養手当に 関する情報提供等	○配偶者からの暴力で父(母)が裁判所からの 保護命令を受けた児童に児童扶養手当が支払 われることなど、支給要件について周知を図 ります。	児童家庭課
生活保護の手続き における被害者へ の配慮	○生活保護の実施に際しては、関係職員に D V 防止法の適用・趣旨を周知するとともに、関係機関と連携協力し、関係機関から被害者(申請者)の生活状況や扶養関係の情報を得るなど、被害者に負担をかけず、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮します。	保護・援護課

### エ 民間団体と連携した継続支援

具体的施策	内容	担当課(室)
民間団体との連	(大学学院) (1997年) (1997	男女共同参画推進課

# 施策の方向(3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援 【現状と課題】

○ 被害者が安心して新たな生活を始めるには、加害者による被害者の住所 探索を防ぐ必要があり、そのためには、市町村をはじめとする関係機関が 連携して、被害者情報の保護に取り組むことが重要です。被害者情報の保 護に関する制度について、すべての関係者及び関係機関へ周知するほか、 その徹底に向けた継続的な研修が必要です。

### <住民基本台帳について>

住民基本台帳法等の法令及び各種通知等に基づき、住民基本台帳事務に おける閲覧制限などの被害者等への支援措置が遺漏なく取り扱われるよ う、市町村において個人情報の保護の徹底を図る必要があります。



### <国民健康保険について>

夫の暴力から逃れてきた母子等については、住民基本台帳に記録されていなくとも、市町村において福祉事務所の証明等により生活の本拠を把握した上で住所を認定し、国民健康保険の適用を受ける取扱いとなっていることについて、県内市町村に周知する必要があります。

- 被害者が自立していくための各種手続きに際し、被害者の個人情報が加害者に知られないよう情報保護の取組みを徹底する必要があります。手続きの内容や必要性に応じて、関連情報の提供に加え、被害者が行政機関や裁判所等の窓口を訪ねる際の同行支援などを行っています。
- 子どもに対する接近禁止命令の制度(DV防止法第10条第3項)について、市町村教育委員会や学校へ周知し、学校において子どもの居住地や転校先の情報を適切に管理する必要があります。また、学校において、被害者の子どもに対する安全の確保や心理面での配慮を行い、安心して学べるよう取り組む必要があり、県内市町村の教育委員会や学校にその旨を周知する必要があります。
- 女性相談所・配偶者暴力相談支援センター、市の福祉事務所、一部の民間支援団体などでは、保護命令の内容や申し立ての手続きについて、被害者への情報提供や助言、裁判所への同行支援などを行っています。
- 一時保護中の被害者に対し、離婚問題や借金問題などの法的問題を整理するために、弁護士による法律相談を実施しています。また、法律相談を利用した被害者は、必要に応じて弁護士と改めて契約し、問題の解決に当たっています。

### 【施策の方向】

- 住民基本台帳、国民健康保険等の手続きに関する市町村窓口や学校等の 職員に対する研修、周知を行い、適正な被害者支援の実施を確保します。
- 被害者の個人情報が適切に保護されるよう、関係機関の連携を充実させ ます。
- 市町村に対し、被害者情報の保護や、医療・福祉・教育・住宅等の支援 が切れ目なく提供されるよう、庁内連絡会議の設置を促進します。
- 保護命令制度や弁護士による法律相談等についての情報提供、同行支援 等により、被害者の司法手続きに関する支援を行います。



### 【具体的施策】

### ア 適正な情報の管理

具体的施策	内容	担当課(室)
関係窓口における 適正な措置の確保	<ul><li>○市町村における住民基本台帳及び国民健康保険等の窓口担当課に対し、閲覧制限などの適正な措置について継続的に周知します。</li><li>○市町村の窓口職員に対する研修内容を充実させ、情報の取り扱いについての周知と理解を徹底します。</li></ul>	男女共同参画推進課 市町村支援課 医療保険課
被害者の情報保護 に関する適正な 措置の確保	<ul><li>○被害者の個人情報について、各機関での適切な情報共有の在り方について、連絡会議等で協議を行うとともに、適正な措置が行われるよう周知するなど連携を充実させます。</li><li>○市町村に対して、DV対策に関する関係部署が被害者情報の保護を徹底するための庁内連絡会議を設置するよう働きかけます。</li></ul>	男女共同参画推進課市町村支援課
学校等における 適正な対応の確保	○学校等においては、児童・生徒の心のケアの 実施や安全の確保及び個人情報の保護につい て教職員の理解と周知を進め、情報管理の徹 底、警察や児童相談所等関係機関との連携を 強化します。	教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育 課

### イ 司法手続きに関する情報提供

具体的施策	内容	担当課(室)
保護命令制度等の 情報提供・同行 支援・職員研修 の実施	○配偶者暴力相談支援センター職員及び婦人相 談員に対する保護命令制度等の研修を行い、 被害者に対する十分な情報提供及び必要に応 じた裁判所への同行支援等を行います。	男女共同参画推進課
弁護士による法律 相談・同行支援の 実施	<ul><li>○離婚や子どもの親権、養育費、借金問題等、被害者の法的問題について、法律相談に同行するなど、適切な支援を行います。</li><li>○被害者が法律相談の費用を準備できない場合は、日本司法支援センター(法テラス)等が実施する相談支援制度を紹介します。</li></ul>	男女共同参画推進課



### 柱5 関係団体との連携

DV防止及び被害者の保護や自立支援を効果的に進めるためには、県の機関、 市町村、警察、裁判所、公共職業安定所、医療機関、社会福祉施設、弁護士、 民間団体等が相互に連携・協力し、問題の解決にあたることが欠かせません。

そのためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において緊密に連携して取り組むことができるネットワーク体制を整備することが重要です。また、市町村における取組みの支援や、被害者支援に取り組む民間団体の活動支援も必要です。

# 施策の方向(1) 連絡会議等の開催 【現状と課題】

- 重大な被害の未然防止、被害者の保護や自立支援のためには、市町村や関係機関、民間団体との連携が不可欠であるため、県内の関係機関等により構成する「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」(中央ネット)を設置しています。中央ネットでは、DV防止対策に関する情報交換を行うとともに、連携強化の方策等について協議しています。
- 県配偶者暴力相談支援センターごとに、「配偶者からの暴力防止対策地域連絡会議」(ブロック会議)を設置しており、管内の市町村をはじめ関係機関等において被害者支援が円滑に進むよう、地域における情報共有や連携強化を図っています。
- 県内の3分の2以上の市町村において、行政内部にDV対策に関する関係部署からなる連絡会議を設置しており、被害者の支援や被害者情報の保護に関する情報共有を行っています。全ての市町村において、庁内連絡会議の設置を促進する必要があります。

### 【施策の方向】

- DV防止、DV被害に対する適切な支援、被害者の自立支援、児童虐待防止などを一層充実させるために、中央ネット、ブロック会議において、 さらなる情報共有や連携強化を図ります。
- 各地域において被害者の支援を総合的、一元的に行うことができるよう、 庁内連絡会議の設置について、市町村に働きかけます。
- 被害者の支援を一層充実させるため、関係機関・団体の相談員等による 連携会議や研修会において、相談員間の情報共有や連携体制を強化します。



### 【具体的施策】

### ア 中央ネット・ブロック会議等の効果的運営

具体的施策	内容	担当課(室)
中央ネット・ ブロック会議の 組織機能の強化、 内容の充実	<ul> <li>○中央ネットにおいては、県全体の問題点や課題を協議するとともに、地域の課題を把握し、新たな施策の提言等に結びつけるなど、ブロック会議と有機的に連携し、機能を強化します。</li> <li>○ブロック会議においては、具体的な事例の検討や実務者レベルの協議等により、問題点や課題を整理し、地域におけるより機動的なネットワークづくりに取り組みます。</li> <li>○中央ネット及びブロック会議について、参加機関の追加など組織機能の強化や内容の充実をさらに推進します。</li> </ul>	男女共同参画推進課
市町村における 庁内連絡会議の 設置促進	○重大な被害を未然に防止するとともに、被害者の情報保護や行政手続きのワンストップ化等、被害者の支援を充実させるため、市町村に対して、DV対策の関係部署からなる庁内連絡会議の設置を働きかけます。	男女共同参画推進課

### イ 相談機関のネットワーク強化

具体的施策	内容	担当課(室)
相談機関の連携 会議・研修会等 の推進	○相談業務を行う婦人相談員の連携会議への積極的な参加を促し、具体的な事例の検討や情報交換を通して、相談員間の連携強化及び資質の向上に努めます。	男女共同参画推進課

# 施策の方向(2) 市町村との連携

### 【現状と課題】

- DV防止法においては、DV防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務として規定されています。また国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」においては、被害者の安全確保や自立支援について、市町村に積極的な取組みを求めています。
- 県内市町村の取組状況を見ると、すべての市町村において基本計画が策 定され、DV相談窓口も設置されました。一方で、市町村による配偶者暴



力相談支援センターの設置は、現在両政令市のみであり、婦人相談員の配置も11市となっています。

○ 今後、市町村における D V 対策の充実のためにも、基本計画の着実な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の配置に向けた支援を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 市町村における基本計画の着実な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相 談支援センターの設置や婦人相談員の配置を支援します。
- 市町村のDV対策に関する先進的な取組みについて、情報を収集し、他 の市町村にも広がるよう情報提供や支援を行います。

### 【具体的施策】

### ア 市町村基本計画の推進支援等

具体的施策	内容	担当課(室)
関連情報の提供及 び助言による支援	○市町村において基本計画の円滑な推進、相談窓口の周知、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員の設置が進むように、市町村担当課長会議の開催、関連する情報の積極的な提供、助言などの支援を行います。	男女共同参画推進課
市町村の先進的取組みとの連携	○市町村の先進的な取組みについて情報収集し、 配偶者暴力相談支援センターや他の市町村に 広げ、DV対策をより効果的に行います。	男女共同参画推進課

# 施策の方向(3) 民間団体との連携

#### 【現状と課題】

- 本県では、多くの民間団体が、DV防止に関する啓発や、被害者からの 相談対応、被害者の保護や自立支援、各種研究などの活動を行い、重要な 役割を担っています。
- 県では、これらの団体と連携し、啓発活動や一時保護の委託、中央ネットの実施など、DV対策を行ってきました。
- これらの団体が持っている豊富な経験や柔軟な対応は、きめ細かな被害



者支援につながっています。DV対策をより効果的に実施するため、専門的なノウハウを有する民間団体とのさらなる連携強化に取り組む必要があります。

### 【施策の方向】

- DVを防止するとともに、被害者の意向や状況に応じたきめ細かな支援を行うため、DV被害者の支援等の活動を行っている民間団体との連携をさらに推進します。
- 被害者支援に取り組む民間団体と連絡会議等を開催し、情報共有と相互 の資質向上を図ります。

### 【具体的施策】

### ア NPO等との協働事業の実施

具体的施策	内容	担当課(室)
啓発、人材養成等 の協働の推進	○民間団体が持つ豊富なノウハウを活かしてより効果的な施策を行うため、DV防止のための理解を促す啓発の実施、被害者の保護や自立支援、被害者支援に携わる人材の養成等において、民間団体との協働をさらに推進します。	男女共同参画推進課

### イ 民間団体の活動支援

具体的施策	内容	担当課(室)
民間団体への支援	<ul><li>○きめ細かで実践的な取組みにより被害者の自立を支援しようとする民間団体の取組みを支援します。</li><li>○被害者の支援活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連制度等を学ぶ講座の開催や情報提供を行うとともに、相互のネットワーク化を図ります。</li></ul>	男女共同参画推進課

# 施策の方向(4) 苦情への適切な対応 【現状と課題】

○ 相談対応や一時保護を行う機関等においては、DVに対する理解不足等から被害者に二次的被害を与えることのないよう、担当職員に対する研修の実施等に取り組んでいるところですが、状況によっては、被害者が抱え



る悩みや希望と機関の対応に食い違いが生じることもあります。

○ 被害者からの苦情を受け付けた場合、適切かつ迅速に対応する必要があります。

### 【施策の方向】

- 担当職員に対して、被害者に二次的被害を与えることがないよう、また、 被害者の悩みや希望を的確に把握できるよう研修を行うとともに、苦情が あった場合の対応について研修を行います。
- 被害者から苦情の申し出を受けた場合、関係者間で情報を共有し、適切 かつ迅速な対応を組織的に行います。

### 【具体的施策】

### ア 苦情への適切な対応のための体制確保

具体的施策	内容	担当課(室)
苦情を受けた場合 の適切かつ迅速な 対応	○苦情の申し出を受けた場合に県の各部署で迅速に対応できるよう、体制を確保し、被害者の状況に配慮し、適切に対応します。	男女共同参画推進課



## 成果指標(数値目標)

第4次計画において、DVを容認しないという県民一人一人の意識をさらに高め、市町村や関係機関との連携を一層充実させるため、取組みを真に実効性のあるものとしていく必要があります。

そこで、重要な施策について、目標となる数値を項目ごとに「成果指標」として設定し、目標の達成状況などについて定期的に進捗管理を行うことで、計画の実効性を高めます。

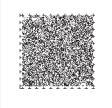
今後5年間にわたって県が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値にどれだけ近づいたかに着眼し、施策の有効性を測っていきます。

今回設定する成果指標は、下記の3項目です。

指標	現状値	目標値	目標値設定の理由
<b>若年層のデートDVに</b> 対する認識度 デートDV (交際相手からの暴力) について「言葉も、その内容も知っている」とする県民(若年層) の割合	50.0% (R1 年度)	75%	若年層(18 歳~ 29 歳) の認 識度が現状値の 1.5 倍となるこ とを目指す。
<b>DV相談窓口についての</b> <b>周知度</b> DVについて相談する窓口があることを「知っている」とする 県民の割合	74.7% (R1 年度)	90%	第3次計画に基づくこれまで の取組みにより、周知度はか なり向上してきたが、さらな る周知を目指す。
被害者支援に関する庁内 連絡会議を設置した 市町村の数	43 団体 (R1 年度)	60 団体	県内全市町村で設置されるこ とを目指す。







# 第3部 推進体制

計画の推進にあたっては、福岡県男女共同参画審議会に対して進捗状況を報告し、意見を聴取するとともに、市町村、警察、関係機関・団体等との緊密かつ幅広い連携により、DV防止に関する啓発及び被害者の支援の充実に向け、施策を推進します。

### 1 県の推進体制

- 県内の関係機関等により構成する「配偶者からの暴力防止対策連絡会議 (中央ネット)」において、DV対策に関する情報共有や連携強化について 協議します。
- 県配偶者暴力相談支援センターごとに設置している「配偶者からの暴力 防止対策地域連絡会議」(ブロック会議)において、管内の市町村をはじ め関係機関等において被害者支援が適切に進むよう、地域における情報共 有や連携強化を図ります。
- 計画の実行性を高めるため、重要な施策について、5年間の計画期間中に達成する目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証します。
- 施策の進捗状況について、知事を会長とする福岡県男女共同参画行政推進会議において、全庁的な情報の共有を行い、施策の効果的な推進を図ります。

### 2 市町村との連携

- 地域における被害者の支援を充実させるため、市町村に対して、DV対 策の関係部署からなる庁内連絡会議の設置を働きかけます。
- 全ての市町村において、DV施策の実施に関する基本計画が策定されて います。市町村の基本計画が着実に推進されるよう、情報の提供、助言な どの支援を行います。

### 3 民間団体との連携

○ 本県では、多くの NPO 等民間団体が、 D V 防止に関する啓発や、被害者からの相談対応、被害者の保護や自立支援などの活動を行っており、これらの団体とのさらなる連携を図り、D V 対策をより効果的に推進します。







### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のしくみ

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されています。

### 【法律の対象】

#### 「配偶者からの暴力」

法律上の夫婦だけでなく、事実婚や、元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き 暴力を受ける場合)から受ける暴力も含みます。男性、女性を問いません。

### 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」

平成25年6月26日に法律が改正され、平成26年1月3日から、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力についても、法律の対象になりました。

### 【相談、保護制度の概要】

#### 1 相談

○ 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととされています。(支援センターを設置する市町村もあります。)センターの行う業務は以下のとおりです。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ※各センターによって実施されている業務は異なります。
- 警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

#### 2 一時保護

婦人相談所では、各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護 業務を行っています。(お子さんと一緒にしばらく安全に生活することができます。)

#### 3 保護命令

被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し保護命令を出します。保護命令には次の種類があります。

- ① 被害者への接近禁止命令(6ヶ月間)
- ② 電話等禁止命令(6ヶ月間)
- ③ 被害者の子又は親族等への接近禁止命令(6ヶ月間)
- ④ 退去命令(2ヶ月間)

#### 4 通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は 警察官に通報するように努めることとされています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条-第九条の二) 第四章 保護命令(第十条-第二十二条) 第五章 雑則(第二十三条-第二十八条) 第五章の二 補則(第二十八条の二) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、 保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る ため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体にた害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下元ずる最力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離っては、又はその婚姻が取り消された場合に受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
  - 2 この法律において「被害者」とは、配偶者か らの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法 務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条 第五項において「主務大臣」という。)は、配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策に関する基本的な方針(以下この条並びに 次条第一項及び第三項において「基本方針」と いう。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定め るものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更しようとするときは、あらかじめ、関係行政 機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又 は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都 道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のた めに必要な助言その他の援助を行うよう努めな ければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を 行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医 学的又は心理学的な指導その他の必要な指導 を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡 その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡 調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自 ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満た す者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を 行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動 を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必 要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害 者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行う に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又 は疾病にかかったと認められる者を発見したと

- きは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏 示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規 定は、前二項の規定により通報することを妨げ るものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者 に関する通報又は相談を受けた場合には、必要 に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定に より配偶者暴力相談支援センターが行う業務の 内容について説明及び助言を行うとともに、必 要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面 については、方面本部長。第十五条第三項にいて同じ。)又は警察署長は、配偶者からのにいて同じ。)又は警察署長は、配偶者からのになる を受けている者から、配偶者からのよりにいる者があり、その申出を相当と認めるとに対している者があり、といる者に対している者に対している者に対している者に対している。当該被害を自ら防止するための措置の教示とする。 に必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県 警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府 県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、 被害者の保護を行うに当たっては、その適切な 保護が行われるよう、相互に連携を図りながら 協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に 係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情 の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを 処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身 体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をい う。以下この章において同じ。)を受けた者に 限る。以下この章において同じ。)が、配偶者 からの身体に対する暴力を受けた者である場合 にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴 力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後 に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であった者 から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二 条第一項第二号において同じ。)により、配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた者である場 合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴 力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた 後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合にあっては、当該配偶者であった 者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号 において同じ。)により、その生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身 体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっ ては、当該配偶者であった者。以下この条、同 項第三号及び第四号並びに第十八条第一項にお いて同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命 ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項 については、申立ての時において被害者及び当 該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から 退去すること及び当該住居の付近をはいかい してはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような 事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこ と。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを 得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファ クシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子 メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は 嫌悪の情を催させるような物を送付し、又は その知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知 り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的 羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付 し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 第一項本文に規定する場合において、被害者 がその成年に達しない子(以下この項及び次項 並びに第十二条第一項第三号において単に「子」 という。)と同居しているときであって、配偶 者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を 行っていることその他の事情があることから被 害者がその同居している子に関して配偶者と面 会することを余儀なくされることを防止するた め必要があると認めるときは、第一項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身 体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、 同号の規定による命令の効力が生じた日から起 算して六月を経過する日までの間、当該子の住 居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住 居を除く。以下この項において同じ。)、就学す る学校その他の場所において当該子の身辺につ きまとい、又は当該子の住居、就学する学校そ の他その通常所在する場所の付近をはいかいし てはならないことを命ずるものとする。ただし、 当該子が十五歳以上であるときは、その同意が ある場合に限る。
- 第一項本文に規定する場合において、配偶者 が被害者の親族その他被害者と社会生活におい て密接な関係を有する者(被害者と同居してい る子及び配偶者と同居している者を除く。以下 この項及び次項並びに第十二条第一項第四号に おいて「親族等」という。)の住居に押し掛けて 著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることそ の他の事情があることから被害者がその親族等 に関して配偶者と面会することを余儀なくされ ることを防止するため必要があると認めるとき は、第一項第一号の規定による命令を発する裁 判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられること を防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の効 力が生じた日から起算して六月を経過する日ま での間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に 生活の本拠としている住居を除く。以下この項 において同じ。)その他の場所において当該親族 等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、

勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年 被後見人である場合にあっては、その法定代理 人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立て に係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所 がないとき又は住所が知れないときは居所)の 所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定に よる命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければな らない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は 配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後 の配偶者から受ける身体に対する暴力により、 生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいと認めるに足りる申立ての時における 事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当 該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた 日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた 措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで に掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属 官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若し くは保護を求めた際の状況及びこれに対して執 られた措置の内容を記載した書面の提出を求め るものとする。この場合において、当該配偶者 暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、 これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨 を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又 は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期 日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、 速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又 は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部 長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を 及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の 取消しの原因となることが明らかな事情がある ことにつき疎明があったときに限り、抗告裁判 所は、申立てにより、即時抗告についての裁判 が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停

止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定 による命令の効力の停止を命ずる場合において、 同条第二項から第四項までの規定による命令が 発せられているときは、裁判所は、当該命令の 効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を 申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令を発した裁判所は、当該保護命令を発した裁判所は、当該保護の申立てをもた者の申立てがあったらでを表の申立なければ第二年のを取り消ぎには第二年ののの令がの力を生じ、は当該ののののではは第二年の見にををにしては当該ののののでははを経過したで、当該をではいるののであるがではいるのののであるがである。とを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の 規定による命令を発した裁判所が前項の規定に より当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前 二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の 申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令 が発せられた後に当該発せられた命令の申立て の理由となった身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規 定による命令の再度の申立てがあったときは、 裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている 住居から転居しようとする被害者がその責めに 帰することのできない事由により当該発せられ た命令の効力が生ずる日から起算して二月を経 過する日までに当該住居からの転居を完了する ことができないことその他の同号の規定による 命令を再度発する必要があると認めるべき事情 があるときに限り、当該命令を発するものとす る。ただし、当該命令を発することにより当該 配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め るときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の

規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項並びに第十八条第一項本りの事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を 除き、保護命令に関する手続に関しては、その 性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法 律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護 命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁 判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、 被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関 する理解を深めるために必要な研修及び啓発を 行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るための活 動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行う よう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用 を支弁しなければならない。
  - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる 業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次 号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相 談所が行う一時保護(同条第四項に規定する 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託 して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱 する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他適当と認める者 に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い 必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費 用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるもの については、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲 げる費用の十分の五以内を補助することができ る。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章 までの規定は、生活の本拠を共にする交際を 姆関係における共同生活に類する関係においものを除く。)をする関係にある身体にある からの暴力(当該関係にある相手から相手にあった者から引き続き受けた後に、当該関係を解消した場合にある。 当該関係を解消した場合にある身体に対の身体に対った者から引き続き受ける身体に対った者がら引き続き受けるといい、当該暴力を受けた者にあった者がら引き続き受けた者にあった者がらの暴力」とあるのは「第二十八条の暴力」とある相手からの暴力」と読み 替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

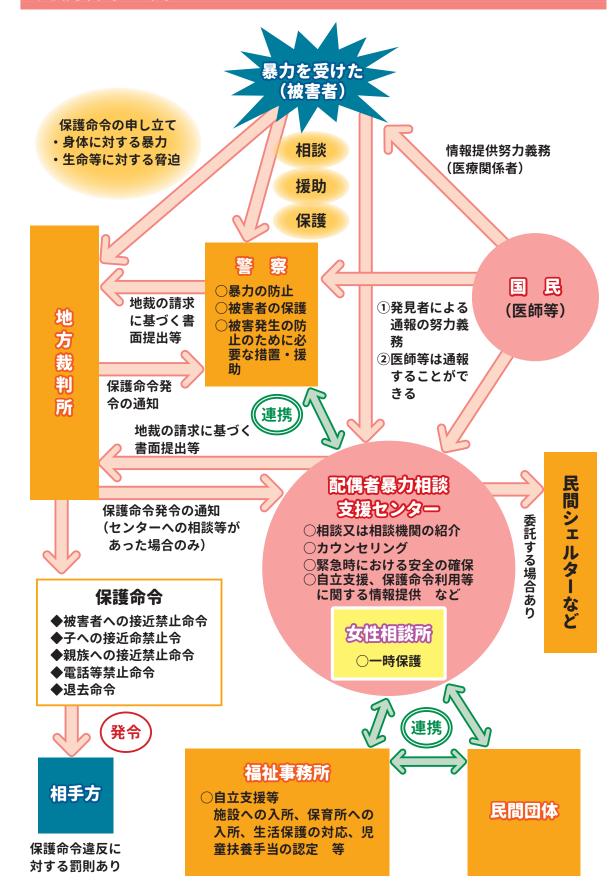
第二条	被害者	被害者(第二十八 条の二に規定す る関係にある力を 手からの暴力を 受けた者をいう。 以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配 偶者であった 者	同条に規定する 関係にあるに規定 する関係にある 相手であった者
第項項十項第一かま十十かま一第十項らで八条に一第十項らで八条二二第第及第一条第一のび一の第二、第号号第項	配偶者	第二十八条の二 に規定する関係 にある相手
第十条 第一項	離婚をし、又 はその婚姻が 取り消された 場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて 準用する第十条第一項から第四項までの規定に よるものを含む。次条において同じ。)に違反し た者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金 に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

# 配偶者暴力防止法のしくみ



#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号 ※令和 2 年 3 月 23 日最終改正

#### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

#### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

#### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。 策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、 都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割 分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、 市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体 の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

#### 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

#### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

#### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、 問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3)人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

#### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

#### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や 治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

#### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

#### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

#### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

#### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

#### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら 地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

#### 7 被害者の自立の支援

#### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

#### (2)被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

#### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

#### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

#### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使 用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人 が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保 するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における 被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第 三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行 うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所 等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情 報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、 当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うこ とが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

#### 9 関係機関の連携協力等

#### (1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援 等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

#### (5)連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

#### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して 職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次 的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に 係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者であ る者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務 を行うことが必要である。

#### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

#### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

#### 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

#### 13 調査研究の推進等

#### (1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

#### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

#### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画 期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、 基本計画を見直すことが望ましい。

### 福岡県男女共同参画審議会での審議状況

日にち	会議等種別	内容
令和 2 年 5 月 8 日	_	○福岡県知事からの諮問 「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画の考え方につ いて」
5月27日	D V 防止基本 計画部会	○部会長、副部会長の選出について ○第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画について ○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画の策定につい て
7月10日	DV防止基本 計画部会	○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定に向けた考え方について ○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の施策体系について
8月19日	DV防止基本 計画部会	○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画(素案)につ いて
9月2日	審議会	○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画(素案)につ いて
11月5日	DV防止基本 計画部会	○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画の考え方(答 申案)について
11月26日	審議会	○第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画の考え方(答 申案)について
12月17日	答申	○福岡県知事へ答申 「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する基本計画の考え方につ いて」

### (参考) 意見募集 (パブリックコメント) の結果

- ○意見募集期間 令和 2 年 10 月 9 日から 10 月 23 日まで
- ○意見件数 2件



## 福岡県男女共同参画審議会委員名簿

(令和 2 年 11 月 26 日現在 50 音順 敬称略)

氏 名	所属団体等	備考
石 原 豊 子	福岡県男女共同参画推進連絡会議会長	
伊豆 美沙子	福岡県市長会(宗像市長)	
北川信子	(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会副理事長	
喜 多 村 円	TOTO 株式会社 代表取締役会長	
窪 田 由 紀	九州産業大学人間科学部教授	D V 計画部会会長
酒井香	久留米市男女平等推進センター所長	D V 計画部会副会長
佐々木晋	【公募委員】	
貞 池 龍 彦	株式会社アビリティ・キュー代表取締役	
樗木晶子	福岡歯科大学客員教授 医科歯科総合病院健診センター長	審議会会長
豊 福 明 子	日本労働組合総連合会福岡県連合会 政治・渉外局長	
永 田 賢 介	【公募委員】	
二宮正人	北九州市立大学法学部教授 副学長	
野依智子	福岡女子大学国際文理学部教授 副学長	
蓮 澤 浩明	公益社団法人福岡県医師会副会長	
葉玉千賀子	福岡県立ありあけ新世高等学校長	
松藤幸之輔	毎日新聞西部本社編集局長	
光安正哉	福岡県弁護士会	
屋敷智子	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
八 代 由 美	那珂川市王塚台区長	
山 田 久 美	【公募委員】	







第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画



編 集 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3409 FAX 092-643-3392

E-mail danjo@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県行政資料	
分類記号	所属コード
HA	5200408
登録年度	登録番号
2	0005